

○湖北環境衛生組合議会傍聴規則

〔令和6年2月29日〕
議会規則第1号

湖北環境衛生組合議会傍聴規則（昭和60年議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で傍聴人受付簿に必要な事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人受付簿には、会議を傍聴しようとする者が氏名及び住所を記入する。

（傍聴券）

第3条 傍聴券は、会議当日に所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券の交付を受けた日に限り、傍聴することができる。

（傍聴券の提示）

第4条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、係員に傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴人の定員）

第6条 傍聴人の定員は、12人とする。

2 議長は、傍聴人が前項の定員に達したときは、入場を制限することができる。

（議席への立入禁止）

第7条 傍聴人は、議席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人が守るべき事項）

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を發し、又は高笑いをするなど、騒ぎ立てないこと。
- (3) 携帯電話など、所持している電子機器類の音を發しないこと。
- (4) 鉢巻き、腕章の類をするなど示威的な行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。